

鉱業法関係手数料令 第一条関係

納付しなければならない者	手数料の額（一件につき、単位：円）	
	収入印紙の場合	電子申請の場合
一 法第18条第2項の規定により試掘権の存続期間の延長の申請をする者	42,900	40,500
二 法第21条第1項の規定により鉱業出願をする者 試掘権の設定 採掘権の設定	71,800 112,600	68,200 109,100
三 法第30条第1項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者 試掘出願地の増加又は増加及び減少 試掘出願地の減少 採掘出願地の増加又は増加及び減少 採掘出願地の減少	46,700 10,800 51,500 14,300	45,600 10,100 50,400 13,500
四 法第39条第1項の規定により鉱業申請をする者 試掘権の設定 採掘権の設定	71,900 113,100	68,300 109,500
五 法第41条第1項の規定により採掘権の設定の申請をする者	112,600	109,100
六 法第44条第1項の規定により鉱区の増減の出願をする者 試掘鉱区の増加又は増加及び減少 試掘鉱区の減少 採掘鉱区の増加又は増加及び減少 採掘鉱区の減少	63,200 20,600 87,500 24,900	59,400 17,100 83,700 21,400
七 法第45条第1項の規定により鉱区の増減の申請をする者 試掘鉱区の増加又は増加及び減少 試掘鉱区の減少 採掘鉱区の増加又は増加及び減少 採掘鉱区の減少	53,600 18,500 67,800 22,800	49,700 15,000 64,000 19,300
八 法第50条第1項又は第2項の規定により採掘鉱区の分割又は合併の出願をする者	83,400	80,000

九 法第51条の2第1項の規定により鉱業権の移転の許可の申請をする者	32,000	28,900
十 法第51条の3第1項の規定による届出をする者	27,800	25,600
十一 法第66条第4項の規定により決定の申請をする者	35,600	33,000
十二 法第67条の規定による届出をする者	12,000	11,000
十三 法第76条第4項の規定により租鉱権の存続期間の延長の申請をする者	42,500	40,100
十四 法第77条第1項の規定により租鉱権の設定の認可の申請をする者	72,700	69,000
十五 法第78条第1項の規定により租鉱区の増減の申請をする者		
租鉱区の増加又は増加及び減少	52,600	49,000
租鉱区の減少	14,500	11,000
十六 法第90条の規定により決定の申請をする者	60,700	58,000
十七 法第101条第1項の規定により土地の立入り又は竹木の伐採の許可の申請をする者	13,000	10,400
十八 法第106条第1項の規定により土地の使用又は収用の許可の申請をする者	93,400	90,600
十九 法第140条第1項の規定により実地調査を依頼する者	50,600	48,300

鉱業法関係手数料令 第二条関係

納付しなければならない者	金額(収入印紙)	電子申請等による場合における金額
一 鉱業原簿又は閉鎖鉱業原簿（ 鉱区図帳及び租鉱区図帳を除く。 。）の謄本又は抄本の交付の請求をする者	用紙1枚につき 980円	用紙1枚につき 750円
二 鉱区図帳又は租鉱区図帳の謄本の交付の請求をする者	鉱区若しくは租鉱区の面積30ヘクタール又は河床の延長8キロメートルにつき 2080円	鉱区若しくは租鉱区の面積30ヘクタール又は河床の延長8キロメートルにつき 2050円
三 鉱業原簿若しくは閉鎖鉱業原簿又はその附属書類の閲覧の請求をする者	一鉱区又は一租鉱区につき 820円	一鉱区又は一租鉱区につき 490円

登録免許税

(単位:円)

区分	登録事項	試掘権	採掘権	砂鉱権 (砂鉱目的の試掘権・採掘)	
鉱業権	鉱業権の設定	90,000	180,000	1,000aに付 4,500	
	鉱業権の変更	増加・増減	45,000	90,000	増1,000aに付 3,000
		減少	6,000	12,000	1,000
		合併	-	合併後の鉱区1個に付 45,000	合併後の鉱区1個に付 2,000
		分割	-	分割後の鉱区1個に付 45,000	分割後の鉱区1個に付 2,000
	移転	相続・法人の合併	9,000	18,000	4,500
		その他の原因	45,000	90,000	13,500
	放棄による鉱業権消滅		3,000	3,000	1,000
租鉱権	租 鉱 権 設 定	-	18,000	1,000aに付 450	
	租 鉱 権 の 変 更	増加・増減	-	6,000	増1,000aに付 300
		減 少	-	1,200	1,000
	移転	相続・法人の合併	-	1,800	1,500
		その他の原因	-	9,000	1,500
	存続期間満了前租鉱権消滅		-	1,000	1,000
抵当権	抵当権設定・処分制限	-	債権金額又は極度金額の 1,000分の4	債権金額又は極度金額の 1,000分の4	
	順位変更による抵当権変更		-	6,000	6,000
	移転	相続・法人の合併	-	4,500	4,500
		その他の原因	-	9,000	9,000
	抵当権の順位変更		-	1,000	1,000
鉱業権 又は租 鉱権	共同鉱業権者、共同租鉱権者の脱退	4,500	4,500	4,500	
	付記登録・仮登録・回復登録・更正登録・変更の登録	1,000	1,000	1,000	
	登録の抹消	1,000	1,000	1,000	

- 注:1 注書きのないものは鉱区又は租鉱区の数1個についての金額
 2 砂鉱権及び砂鉱を目的とする租鉱権の面積は1,000a未満の端数を切り捨て
 3 債権金額による場合1,000円未満の端数は切り捨て
 4 税額の端数100円未満は切り捨て。ただし最低税額は1,000円